

会社計算規則の一部を改正する省令案について（概要）

第1 改正の趣旨

本省令案は、企業会計基準委員会による企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」の公表等を受けて、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）について、所要の改正を行うものである。

第2 改正の概要

- 1 会社計算規則第2条の定義規定につき所要の修正を行うとともに、その他の規定につき、これに伴う修正を行う。
- 2 リースに関する注記につき注記すべき事項を定める。
- 3 その他所要の整備を行う。

第3 その他

1 施行期日

公布の日から施行する予定である。

2 経過規定

- (1) この省令による改正後の会社計算規則（以下「新会社計算規則」という。）の規定は、令和9年4月1日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、なお従前の例によるものとする予定である。

ただし、令和7年4月1日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、新会社計算規則の規定を適用することができるものとする予定である。

- (2) その他所要の経過規定を設ける予定である。

以上